

## 亀山7座完登バッジ及び完登証申請要領

### (目的)

第1条 本市出身の世界的アルピニストである故尾崎隆氏が、世界の8,000メートル級の14座のうち7座の登頂に成功した偉業にちなんで、亀山市域の標高約700メートル前後の代表的な7つの山々（仙ヶ岳、野登山、白杵ヶ岳、四方草山、三子山、高畑山、錫杖ヶ岳）を「亀山7座」と選定している。

「亀山7座トレイル」登山道活用ネットワークでは、この尾崎氏の功績を後世に継承するとともに、亀山7座を新たな観光資源として、より多くの方に関心を寄せていただき、登山していただく機会の拡大を促すため、「亀山7座完登バッジ及び完登証」（以下「バッジ及び完登証」という。）を交付するにあたり必要な事項を定めるものである。

### (バッジ及び完登証の交付申請)

第2条 バッジ及び完登証の交付を受けようとする個人は、亀山7座完登確認書を「亀山7座トレイル」登山道活用ネットワークに提出するものとする。

2 対象となる各座の登頂日は令和5年4月1日以降とし、完登までの期限は設けないものとする。

### (バッジ及び完登証の交付)

第3条 前条の申請のあった個人に対し、申請を受け付けた日から一週間を目途にバッジ及び完登証を郵送にて送付するものとする。

2 バッジ及び完登証を交付する個人については、亀山7座完登台帳に記録し、管理する。また、同一の個人に重複して交付は行わないこととする。

この要領は、令和5年7月1日より施行する。